

その他、就労の相談ができる機関一覧

ハローワーク	月～金曜日 8:30～17:15
ハローワーク松江	0852-22-8609(43#)
ハローワーク隠岐の島	08512-2-0161
ハローワーク安来	0854-22-2545
ハローワーク浜田	0855-22-8609
ハローワーク川本	0855-72-0385
ハローワーク出雲	0853-21-8609(42#)
ハローワーク益田	0856-22-8609
ハローワーク雲南	0854-42-0751
ハローワーク石見大田	0854-82-8609
島根障害者職業センター	月～金曜日 8:45～17:00 0852-21-0900
島根産業保健総合支援センター	月～金曜日 8:30～17:15 0852-59-5801
保健所（難病担当課）	月～金曜日 8:30～17:15
松江保健所（医事・難病支援課）	0852-23-1315
雲南保健所（医事・難病支援課）	0854-42-9666
出雲保健所（医事・難病支援課）	0853-21-1191
県央保健所（医事・難病支援課）	0854-84-9825
浜田保健所（医事・難病支援課）	0855-29-5554
益田保健所（医事・難病支援課）	0856-31-9548
隠岐保健所（地域健康推進課）	08512-2-9710
隠岐保健所（島前保険環境課）	08514-7-8121
障がい者就業・生活支援センター	月～金曜日 9:00～17:00
松江障害者就業・生活支援センター「ぶらす」	0852-60-1870
雲南障がい者就業・生活支援センター「アーチ」	0854-42-8022
出雲障がい者就業・生活支援センター「リーフ」	0853-27-9001
大田障がい者就業・生活支援センター「ジョブ亀の子」	0854-84-0273
浜田障害者就業・生活支援センター「レント」	0855-22-4141
益田障がい者就業・生活支援センター「エスポア」	0856-23-7218
隠岐障がい者就業・生活支援センター「太陽」	08512-2-5699

さまざまな機関や職種と連携して、難病患者・家族の相談やサポートを行います。



お問合せ先

しまね難病相談支援センターでは、就労以外にもさまざまな相談をお受けしています。ひとりで悩まず、ご相談ください。

電話相談

0853-24-8510

面接相談
家庭訪問

事前にご予約ください。
0853-24-8510

メール相談

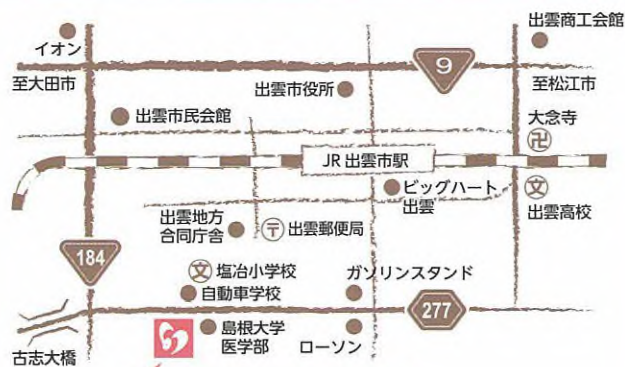
ホームページからメールフォームをご利用ください。
メールフォームはこちら→



利用時間

月曜日～金曜日 8:30～16:30

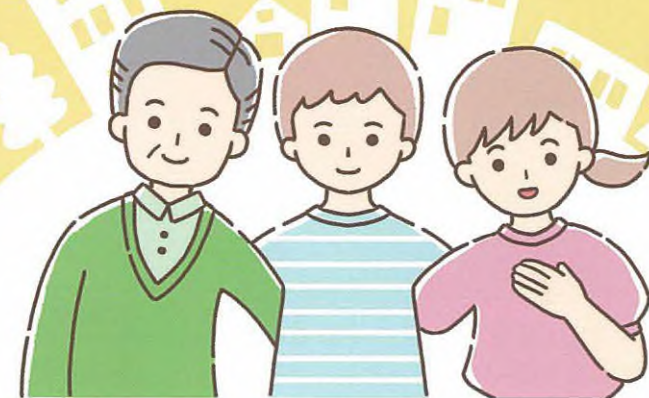
アクセス



ヘルスサイエンスセンター島根

バス利用：「島根医大病院」で下車。徒歩5分。
しまね難病相談支援センターは、ヘルスサイエンスセンター島根の中にあります。

難病の方の 就労を支援 しています



お気軽にご相談ください

“難病”とは、原因が不明で、治療が確立しておらず、長期の療養を必要とする病気のことをいいます。

そのため、治療を続けながら仕事や生活を継続していかなければなりません。ひとりで悩まず、相談してみませんか？

公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根

しまね難病相談支援センター

〒693-0021 島根県出雲市塩治町 223-7
TEL 0853-24-8510 FAX 0853-22-9353



ホームページはこちら

しまね難病相談支援センターでは こんな相談に応じています

秘密
厳守

相談
無料

難病と診断され、今まで
どおり働くことが難しく
なった。
どうすればいいの？



病気により今までどおりの働き方が
難しくなった方は、治療と仕事の両立に
ついて一緒に考えたり、専門の相談機
関と連携して支援することができます。

難病のことを会社
に伝えた方がいい
か迷っている…

「難病だから働けない」ということ
ではなく、必要な配慮があれば、治療と
仕事の両立は可能です。
病気を伝えることで、職場（上司や同
僚等）からの理解が得られやすくなる
場合が多いです。



難病による体調変化や
受診のために仕事を休
むので、上司や同僚の
理解が得られない。

難病相談支援員（看護師）が電話、面接、
メール、FAX で随時相談をお受けしま
す。相談内容に応じて利用できる就労
支援制度の情報提供をしたり、専門機
関の支援者につなぐこともできます。



難病を抱えながら働いて
いるが、将来もこの仕事
が続けられるか不安があ
る…

難病の治療を受け
ながら働ける職場
を探したい。

就職や転職を希望される方については、
ハローワーク（難病患者就職サポー
ター）と連携して就労に向けた支援を
行います。



難病の方を対象とした就労支援制度をうまく活用する！

✔ 特定求職者雇用開発助成金

難病の方等をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する
労働者として雇入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告す
る事業主に対して助成を行う制度です。

✔ 障がい者トライアル雇用事業

ハローワーク等の紹介により、障がい者を一定期間（原則3か
月）雇用する事業主に対し助成を行います。試用雇用により適
性や能力を見極め、求職者と事業主の相互理解を深めることで、
継続雇用への移行のきっかけとなることを目的としています。

難病患者就労相談について
難病患者就職サポーター
による相談日を設けています



難病患者就職サポーターとは？

難病に関する知識を持つハローワークの専門スタッ
フです。就職を希望する難病の方に対する就労支援
や、在職中に難病を発症した方の雇用継続などの総
合的支援を行ないます。
島根県では、ハローワーク出雲に配置されています。

相談日・相談方法

日時 毎月第2水曜日（祝日を除く）
13:30~15:30

場所 しまね難病相談支援センター
出雲市塩治町 223-7

※相談は無料で、原則予約制です。
ご希望の方は、事前に下記へご連絡ください。

電話 0853-24-8510
来所できない場合は、電話での相談もお受けします。

ハローワークへ直接相談を申し込むこともできます

難病患者就職サポーターへの相談は、ハローワークへ直接
申し込むことができます。原則予約制ですので、下記へご
連絡ください。

相談日 毎週月曜日および木曜日

申込先 ハローワーク出雲

電話 0853-21-8609(42#)

